

第 1 回（令和 2 年 1 0 月 2 8 日）の主な意見

検討事項 1

無形文化財及び無形の民俗文化財に関して、現時点では指定に至らないものの、国による保護措置の必要性が高く、存続が危ぶまれる無形文化財等の保存及び活用の在り方について。

- （平成 30 年に制度化された）地域計画により、お祭りなどが地域文化の特色として捉えられ、御輿などを保存していこうという意見が出てきており、登録制度を設けることにより保存・活用を進めるのは、地域にとっても誇りとなり、また、文化財への市民参加という観点でも有意義。
- 災害等で地域が厳しい状況になったり、少子高齢化で地域を維持できなくなったりしている中で、国としてバックアップしていくことは重要である。
- これまで無形に登録制度がなかった理由や、既に制度がある有形文化財の登録制度の課題やメリットも検証しつつ検討していくべき。美術工芸品の分野では登録は少ないが、建物は多い。その背景は、登録すると義務・責任が出てくるが、それに見合った支援が少ないからではないか。
- 無形文化財と無形の民俗文化財に登録制度を創設するとして、その区別をどうするのか、概念整理が必要になる。
- 国と地方の役割分担について慎重に考える必要がある。例えば、国が登録する無形文化財を、地方が指定する場合などの整理が必要。

検討事項 2

今後新たに文化財として指定・登録される可能性があるものの、現時点では価値付けが定まっていない分野や、歴史が浅く学術的な蓄積のまだ十分でない文化財の保存及び活用の推進について。

- 芸能と同様、書道も含めた生活文化においては、コロナ禍の影響は極めて大きい。発表の機会が失われているのに加えて、これらの分野は教授活動（教室）が、生活の糧を得るという意味では大きいですが、それができなくなっている。
- 食文化は、しつらえや器も含めた総合芸術であり、料理をとりまく様々な文化的要素が融合して一つの文化的価値を創出している側面があるので、こうした点がきちんと加味される評価体系にすべき。従来の官主導の形にとらわれず、その担い手が主体となっていく保存・活用の取組を支援する仕組みがあっていいのではないかと。
- 食文化は多義的で多様であり、様々な側面がある。芸術性、歴史的価値、地域独特の希少性、従来の文化財のどれかに当てはめると言うより、あらゆる文化財の考え方をどう運用できるかということが大事になってくる。
- すべての文化財は当時の現代アートであり、分けて考えるべきではない。例えば、書で考えると、書体の変遷があり、戦後、各分野が時代ごとに変化して出てきた。変えては

いけない部分と変えていいところがどこか、書においても考えていく必要がある。

- 日本の現代アートの抱える課題は、マーケットが育っていないこと、観客が育っていないこと、公立美術館での作品収蔵が少ないこと。そのために、日本を代表する現代作家の作品が国内に残らない。各美術館へのコレクターからの寄贈や、コレクションの展示公開、映像などを含めた多様な作品の収蔵が必要である。
- 生活文化は定義が必ずしもはっきりしない面があり、多義的でかつ、変化をしながら発展してきたので、文化財の枠組みに当てはめることで、自由な活動が抑制され振興の阻害にならないか、メリット・デメリットを考える必要がある。
- 一方で、歴史の浅いもの、文化財として育っていく途中のもの（「育ちゆく文化財」）がある。変化がいけないのではなく、変化していくことを前提とするという視点も入れていくことが必要。現行の無形の民俗文化財の指定制度でも、社会の変化に伴う必要な変化は認められている。
- 無形文化財や無形の民俗文化財には文化財保護法上、現状変更の許可に関する規定はなく、制度創設時から変わることを想定していたのではないか。例えば、お祭りの日程を変更するなどは行われており、参加する方が次に続けるために柔軟に変えている。生活文化を文化財保護法に組み入れるにあたり、そうした考え方は活かせる。

検討事項 3

地域における文化財の保存及び活用をより一層促進するため、文化財保存活用地域計画の策定の推進や、地域の自主的な登録制度の在り方について。

- 地方創生の観点からも、地域資源の掘り起こしは重要であり、地域で登録を進めることで把握でき、さらには将来の地方創生の種をまくことにつながる。
- 県として独自に無形の民俗文化財の登録について検討を進めているが、お祭りなどは地域によって性格が異なり、地域の課題に応じて対応していくことが必要。
- 地域での保存・活用を進めていくにあたり、学芸員不足の課題が大きい。また、支援の財源をどう確保するかが大きな課題。登録となると、規制がかかるので、特別交付税などの手厚い支援がないと、登録に当たって保有者等の理解が得られない。

検討事項 4

検討事項 1～3 の他、無形文化財や無形の民俗文化財等の保存及び活用に関する課題について。

- 芸術文化活動は多様なもの。それに対して公的支援をすることに疑問という意見もあるが、個人が芸術文化活動を支えきれない中で公的支援は必要であり、関わっている人の期待は大きい。